

平成22年8月1日から、父子家庭のみなさまにも児童扶養手当が支給されます！  
(平成22年8月～11月の手当の支給時期は、平成22年12月となります。)



## 大事なお知らせ

- ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。
- 児童扶養手当を受給するためには市の担当窓口へ申請(認定請求)が必要です。

### 児童扶養手当とは？



- ◆ 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

### 父子家庭の支給要件は？

- ◆ 次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

※ 個々のご家庭が支給要件に該当するかについては、お住まいの市町村にご相談ください。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)



### 手当額(月額)は？

- ◆ 受給資格者(ひとり親家庭の父や母など)が監護・養育する子どもの数や受給資格者・同居親族の所得により決められます。

※ 所得額によっては全額支給停止の場合もあります。

- 児童1人の場合  
全部支給：41,720円、一部支給：41,710円～9,850円
- 児童2人以上の加算額  
2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円

### 父子家庭の方が受給するためには？

- ◆ 児童扶養手当を受給するには、住所地の担当窓口へ申請が必要です。
- ◆ 申請の時期についての取扱いは以下のとおりです。

- 平成22年11月30日までに申請いただくと、次の取扱いとなります。

- ・平成22年7月31日までに支給要件に該当している方  
→ 11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。
- ・平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方  
→ 11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

※8月～11月分が支給されるのは12月です。

- 11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、ご注意ください。

### 申請手続きに必要なものは？

- ◆ 申請手続きに当たっては、受給資格者及び子どもの戸籍謄本(抄本)住民票、受給者名義の通帳、印鑑等が必要です。

### 申請・問い合わせ先

三木市役所 子育て支援課 手当グループ  
☎ 82-2000 内線 2492・2494

吉川支所 市民生活課  
☎ 72-0180